

Info File 02 ●問い合わせ
農林課園芸係
TEL0978-62-3131（内線 157）

杵築市農業電子図書館を 活用しませんか

杵築市農業電子図書館とは「食」と「農」に関する出版物を中心とした会員制の電子図書館です。農業についての入門書から専門書まで幅広いラインナップの書籍を、インターネットなどを使うことで自宅のパソコンから無料で閲覧できるのが魅力です。

例えば、『現代農業』『病害虫・雑草の診断と防除』『日本の食生活全集』などの情報を閲覧することができます。

農業について知りたいことがある時や家庭菜園をする際に、栽培方法や病害虫について、文章はもちろん写真や動画を見ながらわかりやすく学ぶことができます。

電子図書館の利用にはIDとパスワードが必要です。登録申請書は農林課園芸係または山香・大田農政係窓口のほか、杵築市ウェブサイトでもダウンロードすることができます。

Info File 01 ●問い合わせ
市民課国保年金係
TEL0978-62-3131（内線 136）

国民年金保険料免除等 申請のご案内

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、市役所の国民年金担当窓口で手続きをください。申請書は年金事務所・市役所に備え付けてあります。

平成25年度の免除等の受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月分から平成26年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

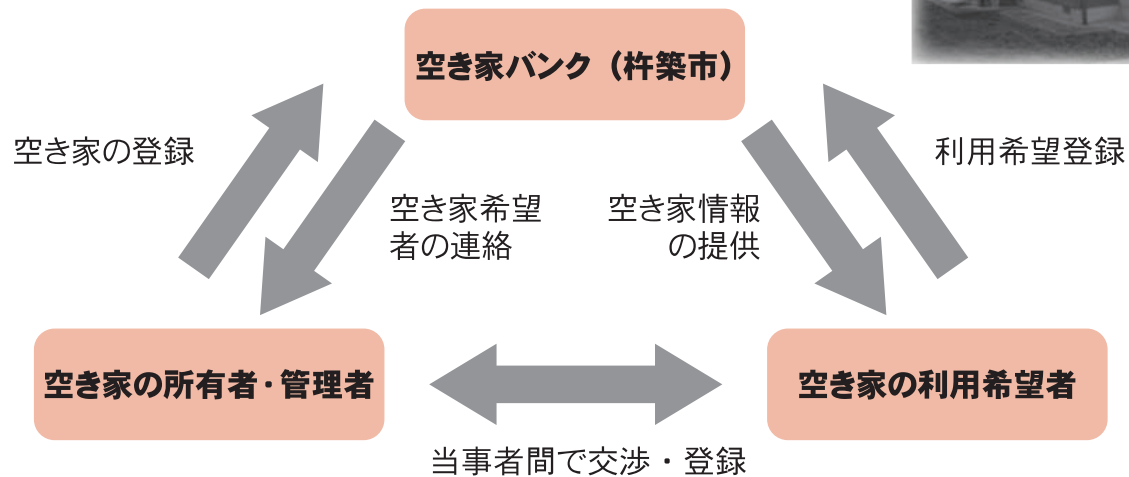
ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月分から平成25年6月分までの期間（前1年間分）についても申請することができますので、前1年間分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

Info File 03 ●問い合わせ
市長政策課コミュニティ・統計係
TEL0978-62-3131（内線 208）

「空き家バンク」で空き家を有効活用しませんか

「空き家バンク」とは、市内にある空き家を市外からの移住希望者（空き家バンク利用希望登録者）に紹介する制度です。空き家の有効活用と、定住促進による地域の活性化が望めます。

紹介する空き家は「空き家バンク」に登録されているものに限り、市内にお持ちの空き家を有効活用したいとお考えの方は、ぜひ「空き家バンク」にご登録ください。登録は無料です。



市営プールについて

市営プール監視員を募集します

勤務場所：①B & G 海洋センタープール（杵築市総合運動公園内）②杵築市山香水泳プール（旧山香中学校前）

業務：開館業務（受付・監視・清掃・管理）

募集人員：若干名

採用期間：開館期間中（7月中旬～8月末）

勤務日：月20日程度

勤務時間：8時30分～17時

賃金：5,400円/日

応募資格：①18歳以上（高校生除く）②健康で接客に適する人

募集期間：7月1日（月）～12日（金）

応募に必要な書類：履歴書（持参または郵送可）

応募先：スポーツ振興課（☎0978-63-5558）

（杵築市文化体育館内）※応募者多数の場合は、面接により決定。

B & G や山香の市営プールを開放します

●B & G 海洋センタープール
開放期間：7月20日～8月31日（予定）
開放時間：9時30分～11時45分、13時30分～16時45分
料金：小・中学生100円、高校生以上210円
利用できる日：毎週月曜日及び7月30日

●市営山香水泳プール
開放期間：7月2日～9月1日（予定）
開放時間：（高校生以上）9時～18時、（中学生以下）10時～16時。※ただし、12時～13時を除く。
料金：小・中学生60円、高校生以上110円
利用できる日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は、その翌日）
※プールご利用の際は水泳キャップの着用を

【問】スポーツ振興課
（☎0978-63-5558）

Info File 05 ●問い合わせ
農業委員会地籍調査係
TEL0978-64-0711

地籍調査事業実施地区 のお知らせ

今年度、地籍調査を実施する地区をお知らせします。調査にともない、土地の所有者・関係者への事業説明会を8月中旬に開催する予定です。皆様のご協力をお願いいたします。

【杵築地域】

大字溝井の一部（字石山・梅ヶ藪・峯・境木・亀ノ甲・田向・大溝・二ノ坂・西ノ平・屋根ヶ坪・夏繫）

【山香地域】

大字日指の一部（字長田・見地）

Info File 04 ●問い合わせ
杵築市選挙管理委員会
TEL0978-62-3131（内線 252）

選挙管理委員会より2つ のお知らせがあります

1. 次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が出来るようになります。

① 有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

② 候補者、政党等はウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。
※詳しくは総務省ウェブサイトをご覧ください。
ネット選挙運動総務省を検索

2. 公職選挙法等の改正により、成年被後見人の選挙権が回復され、成年被後見人が投票、立候補することが出来るようになりました。

7月の参院選より、投票所入場券が成年被後見人にも郵送されます。

節電のお願い

▼特に節電をお願いしたい期間・時間帯▼

7月1日（月）から9月30日（月）の平日
（8月13日から15日を除く）

9時から20時の間

エアコンなどの控えすぎによる熱中症に十分注意してください。
無理のない範囲で取り組みましょう。